

【II-D】

以下の文章は、デカルトの『方法序説』の一節です。これを読んだ上で、下線箇所A、Bの部分に関して、以下の設問に答えなさい。

自分の住む家の建て直しをはじめると先だつては、それをこわしたり、建築材料や建築家の手配をしたり自分で建築術を学んだり、そのうえもう注意深く設計図が引いてあったりする、というだけでは十分でなく、建築にかかっている間も不自由なく住めるほかの家を用意しなければならないと同様に、理性が私に対して判断において非決定であれと命ずる間も、私の行動においては非決定の状態にとどまるようなことをなくするため、そしてすでにそのときからやはりできるかぎり幸福に生きるために、私は暫定的にある道徳の規則を自分のために定めた。それは三つ四つの格率（※注）からなるものにすぎないが、それらを読者にも伝えておきたい。

A 第一の格率は、私の国の法律と習慣とに服従し、神の恩寵^{おんちよう}により幼時から教えこまれた宗教をしっかりともちつづけ、ほかのすべてのことでは、私が共に生きてゆかねばならぬ人々のうちの最も分別ある人々が、普通に実生活においてとっているところの、最も穏健な、極端からは遠い意見に従って自分を導く、ということであった。というのは、いまや私自身の意見をすべて吟味にかけようとして、それらはもはやなんの価値もないと見はじめているのであるから、最も分別ある人々の意見に従うのが最もよいと信じたのである。そしてペルシア人やシナ人の間にも、われわれの間においてと同じく、分別ある人々がたぶんいるであろうけれども、やはり、私が共に生きねばならぬ人々の考えに従って私を律することが最も有益であると思われた。そしてまた、それら分別ある人々の意見が、真実にはどういふものであるかを知るためには、彼らが口にするところよりはむしろ彼らが実際に行なうところに注意すべきであると思われた。これは、われわれの道徳が退廃していて、みずから信ずるところをすべて口にだそうとする人はほとんどなくなっている、という理由によるばかりでなくて、いったい多くの人は自分が信ずるところを自分でも知らない、という理由にもよるのである。というのは、人があることを信ずるときに思考のはたらきは、自分があることを信ずることを知るときに思考のはたらきとは、異なるものであって、前者が後者をともなわぬことはたびたびあるからである。さらに私は、等しく世に受け入れられている多くの意見のうちでは、その最も穏健なもののみを選んだが、これは、一つには、あらゆる極端は悪いものであるのがつねであって、どのような場合にも穏健な意見のほうが実行するにいつそう便利であり、おそらくいつそう善いものであるからであり、また一つには、私がまちがう場合にも、穏健な意見をとっているほうが、両極端の一つを選んだのちにそのもう一方をとるべきだったとわかった場合よりは、ほんとうの道からそれることが少なくてすむだろうからである。そして私は特に、あとになって自分の考えを変える自由を多少とも失うことになるところの、約束というものを、すべて極端なことのうちに数えたのである。ただし、だからといって私は、約束というものを是認しているあのさまざまな法律を、不当とする者ではない。そういう法律は、人々が何か善い計画

を心にいだいたときには（たとえば宗教上の発心）、弱い心の移り気を防ぐために、あるいはまた人々が別に善くも悪くもない計画をいただく場合にさえも（たとえば商取引）、取引の安全を期するために、人々にそれらの計画をもちつづけるよう強制するところの、誓いとか契約とかを、行なうことをゆるしているのであるが、私はそういう法律を不当とするのではない。私が約束というものを退けるのは、この世の中ではいかなるものもつねに同じ状態にとどまることがないのを認めたからであり、また特に私自身についていえば、私は私の判断をしだいに完全なものにしようと思っているのであって、それをより悪いものにしようと思っているのではないから、もし私がそのときあることを善しとしたために、のちにそのことがもはや善でなくなるようなことが起こる場合、あるいは私がそれを善とは認めなくなるような場合にも、なおそのことを善しと認めざるをえないはめに陥ることがあるならば、私は良識に対して大きな過失をおかすことになる、と考えたからである。

B 私の第二の格率は、私の行動において、できるかぎりしっかりした、またきっぱりした態度をとることであり、いかに疑わしい意見にでも、いったんそれをとると決心した場合は、それがきわめて確実なものである場合と同様に、変わらぬ態度で、それに従いつづけること、であった。どこかの森に迷いこんだ旅人たちは、あちらへ向かったり、こちらへ向かったりして迷い歩くべきではなく、いわんやまた一つの場所にとどまっているべきでもなく、つねに同じ方向に、できるかぎりまっすぐに歩むべきであって、その方向を彼らに選ばせたものがはじめはたんなる偶然にすぎなかったかもしれぬにしても、少々の理由ではその方向を変えるべきではないのである。というのは、こうすることによって、旅人たちは彼らの望むちょうどその場所には行けなくとも、少なくとも最後にはどこかにたどりつき、それはおそらく森のまん中よりはよい場所であろうからである。うへの格率において私はこういう旅人に倣おうとしたのである。そしてそれと同様に、実生活の行動はしばしば猶予をゆるさぬものであるから、より真なる意見を見分けることができない場合に、より蓋然的なるものをわれわれがとるべきであるという、このこと自身は、きわめて確実な真理なのである。のみならず、たとえわれわれが、どちらの意見が蓋然性をより多くもつかを認めえないような場合でも、われわれはやはりそのどちらかをとることを決心せねばならず、しかもいったん決心したあとは、実行に関するかぎりその意見をもはや疑わしいものとは見ず、きわめて真で確実なものとみなすべきである。なぜならば、われわれをして、それをとることを決心せしめた理由そのものは、真実で確実なのであるからである。そしてこういう態度によって私はこのとき以来、かの心弱く動かされやすい人々、すなわちあるときあることをよいと認めてあやふやな態度で実行し、あとになってまたそれを悪かったと思うような人々の、良心をつねに悩ます、後悔や悔恨のすべてから、脱却することができたのであった。

（※注）格率——個人的に採用される自分なりの行動規範(原則)のこと

（以上、デカルト『方法序説ほか』野田又夫、井上庄七、水野和久、神野慧一郎訳、中央公論新社、2001年、29-33頁より抜粋。（※注）を追加。）

問1 デカルトが第一や第二の格率などを立てる必要を感じたのは、どのような状況に対処するためと考えられますか？その状況の特徴を簡潔に述べなさい。

問2 自分の友人の誰かが、Bで記された「第二の格率」を信奉していると公言しているとします。ところが、その人が結婚して数年で、「性格の不一致」から離婚しようとしているとします。

(i) その人に対して、この格率に照らして、その行動を批判する主張を200字以内で構成しなさい。その際、その人を指すのに、二人称(君、あなた)を用いても、三人称(彼、彼女)を用いてもよい。

(ii) 逆に、自分がその人の立場であると仮定して、そのような批判に対して、自己正当化をはかるような反論を200字以内で展開しなさい。

問3 Bにおいて、「森」という比喻が、さまざまな問題または課題を表していると考えて、下記の間簡潔に答えなさい。

(i) 「(森の中よりはましな)どこか(森の外)にたどりつく」という比喻は何を意味すると考えられますか？

(ii) また、その場合、「彼らの望むちょうどその場所には行けなくとも、少なくとも最後にはどこかにたどりつく」ということでどのようなことが示唆、ないし比喩的に暗示されていると考えられますか？

(iii) さらにまた、「同じ方向に、できるかぎりまっすぐに歩む」という比喻は何を意味するものと見なせますか？

問4 Bにおいて、「森に迷った旅人」の比喻が、この格率(第二の格率)を採用すべき論拠として述べられていますが、そのような議論が成立するためには、暗黙の諸条件があると思われ(例えば、「世界が森だけでできているわけではない」という条件など)。そのうち比較的重要なものを、この例の他に、三つ以上列挙しなさい。

問5 問4で答えた、「森に迷った旅人」の比喻が前提としている諸条件のどれか一つを疑う事によって、Bで記された第二の格率が妥当性を欠くかもしれないという議論を立てて、自分なりにBの主張に反論しなさい。

問6 同様に、Aで記された第一の格率に自分なりの反論を構成しなさい。その際、問5で使った議論を論拠の一部として使ってもよいし、独立して議論を立ててもよい。